

工事仕様チェック表 1/2

1 雪対策のための改修工事

該当	工事種別	工事条件	確認
□	消融雪設備設置	屋根又は住宅敷地内の雪を溶かすための電気、温水循環及び散水式の融雪設備の設置又は取替え工事であること。	<input type="checkbox"/>
	屋根融雪	屋根融雪の場合、屋根の少なくとも一面において全面又は全長にわたる融雪設備を設けること。	<input type="checkbox"/>
	敷地の消融雪	敷地の消融雪の場合、次のいずれかに該当する工事であること。 1)散水管(消雪パイプ)を埋設するもの又は埋設管に地下水等を循環させるもの。 2)水栓を立ち上げ、それに接続したホース等により散水するもの。 3)融雪槽に雪を投入し、温水の散水等により雪を溶かす埋設型の融雪機又はこれに類するもの。 4)地下水を利用する設備がすでに設置されている場合に行うさく井工事。	1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/>
□	屋根勾配変更	屋根を自然落雪型の勾配(4寸勾配以上)又は無落雪型の勾配(1寸勾配以下)に改修する工事であること。 建築物全体の屋根の過半の改修であること。 建築確認申請が必要な場合、確認済証が交付されていること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	雪割の設置工事	屋根の頂部に雪割を設置する工事であること。	<input type="checkbox"/>
□	落雪防止装置設置	屋根に落雪防止装置を設置するか若しくは取替する工事又は、屋根からの落雪の飛散防止のために地上又は軒先にフェンスを設置する工事であること。	<input type="checkbox"/>
	雪止め金具等の設置 飛散防止フェンスの設置	屋根に装置を設置する場合、屋根面の少なくとも一面において全面又は全長にわたって施工されること。 屋根からの落雪が隣地等へ飛散することを防止するためにフェンスで次のいずれかに該当する工事であること 1)地上に設置する場合、鉄骨造等の雪に耐えられる構造のもの。 2)つららや雪庇を防止するために軒先に設けるもの。	<input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 2 <input type="checkbox"/>
□	安全確保のための設備	屋根の雪下ろし作業の安全を確保するために行う固定式はしご、はしご脱落防止金具、安全帯取付装置(アイボルトの設置等の簡易な設備のみで構成されるものを除く)の設置又は取替え工事であること。 屋根、外壁に固定され、容易に取り外せるものでないこと。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
□	風除室設置	玄関先の風除室の設置工事であること。 増築面積が10㎡以内であること。 構造材は金属製又は基礎を有する木製で、面材は容易に破損しないものであること。 面材をポリカーボネイト等とした雪囲い等の仮設的な構造でないこと。 建築確認申請が必要な場合、確認済証が交付されていること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
□	軒先補強	屋根の軒折れを防止するために行う、垂木を断面積の大きいものへの交換する工事、垂木の本数を増やす工事又は、垂木に添木を固定する工事であること。 屋根の少なくとも一面において全長にわたる施工であること。 建築確認申請が必要な場合、確認済証が交付されていること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

2 バリアフリー化改修工事

該当	工事種別	工事条件	確認
□	手すり設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路又は道路から玄関に至る経路に手すりを取り付ける工事であること。 壁や床等に固定され、容易に取り外せるものでないこと。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
□	段差解消	便所、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路又は道路から玄関に至る経路における10mmを超える段差を10mm以下にする工事であること。 部屋又は廊下の床を改修し、高さをそろえることで段差を解消すること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
□	開きやすい戸への交換	開き戸を引き戸又は折れ戸に交換する工事であること。 部屋の位置が変わるなどの間取りの変更を伴わないものであること。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
□	昇降機等の設置	ホームエレベータ、階段昇降機又はこれらに類する設備を設置する工事であること。	<input type="checkbox"/>
□	車いす対応化	メーカーが車いす対応のものとして販売しているシステムキッチン又は洗面台の設置工事であること。	<input type="checkbox"/>

## 工事仕様チェック表 2/2

## 3 省エネルギー・断熱化改修工事

該当	工事種別	工事条件	確認
<input type="checkbox"/>	開口部の断熱化	サッシの交換、内窓の設置、ドアの交換等の工事であり、改修前よりも開口部の面積が大きくなる工事であること。	<input type="checkbox"/>
		別紙 断熱仕様チェック表の基準を満たす開口部の改修工事であること。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	外壁等の断熱化	別紙 断熱仕様チェック表の基準を満たす断熱材を新たに充填するか、又は交換する工事であること。	<input type="checkbox"/>
		建築確認申請が必要な場合は、確認済証が交付されていること。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	LED照明の設置	LED照明器具に交換する工事であること。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	節水型トイレの設置	一定の洗浄性能等を有する節水型トイレ(JIS A 5207 に規定する「節水Ⅱ型(洗浄水量6.5リットル以下)大便器」の性能と同等以上のもの)に交換する工事であること。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	高断熱浴槽の設置	一定の保温性能等を有する高断熱浴槽(JIS A 5532 に規定する「高断熱浴槽」の性能と同等以上のもの)に交換する工事であること。	<input type="checkbox"/>

## 4 防災・減災対策のための改修工事

該当	工事種別	工事条件	確認
<input type="checkbox"/>	耐震シェルターの設置	安全性が評価され、又は耐荷重が示された耐震シェルターの設置工事であること。	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	ブロック塀の解体	倒壊の恐れがあり、又は建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)に定める基準を満たさない住宅敷地内のブロック塀等の撤去工事であること。	<input type="checkbox"/>
		造成工事、建物解体工事等を伴わないものであること。	<input type="checkbox"/>